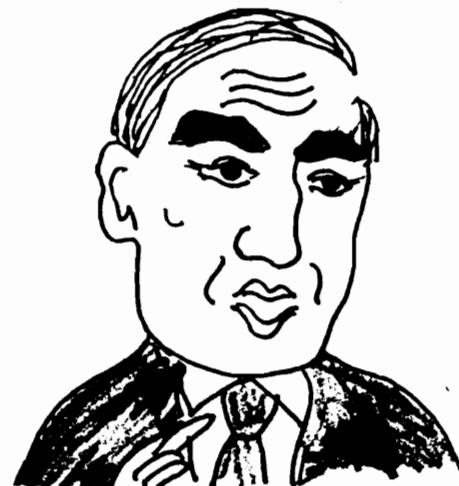


第6回 奪法と平和を考えるつい 「建国記念の日」(2月11日)に考えてみよう!!

中曾根内閣と憲法改悪



1983年2月11日(金)

p.m. 1:30 - 4:00

宮崎市民会館 大会議室

資料集目次

- [1] 講演 レジメ — 川村俊夫氏
(中央憲法会議事務局長)
「中曾根内閣がねらう憲法改悪の実態」

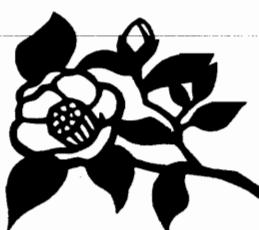
[2] 資料

(1) 自民党憲法調査会、「党憲法調査会の中間報告」—

(2) 自民党大会(83.1.22)「改憲決議」等資料 —

(3) 解説； 映画「日本の憲法」 —

(4) 改憲策動関連年表 —



主催：
日本科学者会議官崎支部
官崎民主法律家協会

「第6回 宪法と平和を考えるつどい」講演レジメ (1983.2.11)

中曾根内閣がねらう憲法改悪の実態

川 村 俊 夫

1. 改憲準備はどこまでできているか

- (1) 自民党憲法調査会（会長・上村千一郎）と改憲草案づくり
→ 参院選の政策化？

- (2) 自主憲法期成議員同盟（会長・岸信介）の活動強化と第一次改憲草案
- (3) 日本を守る国民会議（議長・加瀬俊一）の「自衛隊法改正」地方議会決議運動

2. なぜ、いま改憲が急がれているのか

- (1) 「不沈空母」発言と日米韓軍事同盟

- ベトナム後のアジア戦略と日米防衛協力のための指針
- レーガン政権の限定核戦争構想と日本の役割分担
- シーレーン防衛、四海狭封鎖と憲法の矛盾

- (2) 資本主義経済の危機と臨調「行革」

- 泥沼の資本主義経済
- イデオロギー攻勢の強化
- 弾圧体制の強化

3. 憲法改悪にむけての新しい戦略

- (1) これまでと異つた改憲戦略

- 「上から」と「下から」の多面的戦略
- 中間政党とりこみ戦略（全民労協発足の意義）

- (2) 改憲案は、どのようなものになつてきているか

- 第九条の改悪案
- 天皇制はどう変わるか
- 基本人権への攻撃
- 議会制民主主義と地方自治は？

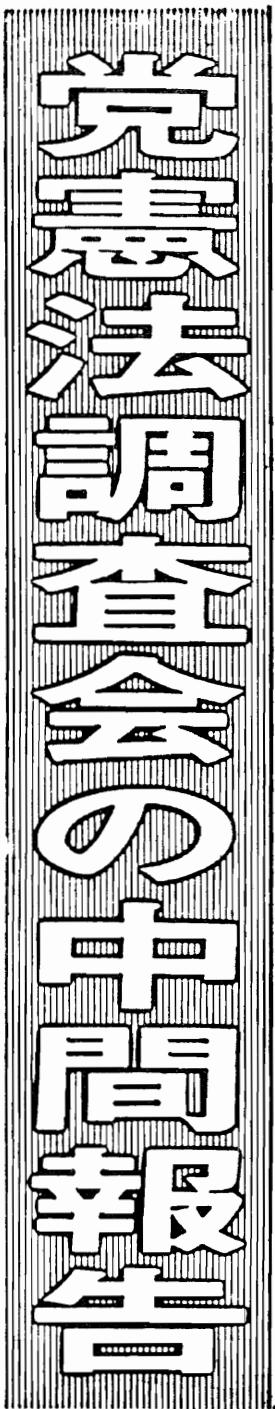
4. どうしたら憲法の改悪を阻止できるか

- (1) 「改憲勢力」、「改憲反対勢力」とは何か

- (2) 国民的基盤はどうなつているか

- (3) 「草の根」からの改憲阻止運動を

自民党憲法調査会



日本国憲法 前文

「日本国民は、正當に選挙された國会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたって自由のあたらしい恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の燐焉が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣誓し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の誠實な信託によるものであつて、その権威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その権利は國民がこれを享受する。これは人類普通の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を急願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、压迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは全世界の國民が、ひとしく忍耐と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と田舎を達成することを誓ふ。」

前文に纏羅すべき事項案

- 1、憲法が完全に日本国民自身の手で作られたことを確認する。
- 2、民主主義の共通原理である國民主権、個人の尊厳、基本的人権の保障などに対する尊重を説くとともに、平和主義と國際協調主義を宣明する。
- 3、日本の進路として長い歴史と伝統にあづいた祖國日本の平和的發展のために、内にあつては國民の福祉、文化の向上、社会的正義の実現を図る一方、権利、自由の濫用などの戒めを語り、外に対しても世界平和の確立に寄与する信念を吐露する。
- 4、憲法の理念を國民が一致団結して推進することを声明する。

前文に纏羅すべき事項案についての意見要約

前記1 「新しい憲法が完全に日本国民自身の手で作られたことを確認する。」の「確認する」については全体の表現に盛り込む。

前記2 このままでよい。

前記3 「日本の進路として長い歴史と伝統にあづいた祖國日本の平和的發展のために、内にあつては國民の権利、文化の向上、社会的正義の実現を図る一方、権利、自由の濫用などの戒めを説く」としては、外に対しても世界平和の確立に寄与する信念を吐露する。」の「権利、自由の濫用などの戒めを説く」については、次の各意見があつた。

- ① 各条文により検討することとし前文より削除する。
- ② 刪除せずこのままでよい。
- ③ 他の表現を以つてこれにかえる。

前記4 このままでよい。

第一章 天皇

天皇の地位・権能について

本第一分科会では、象徴天皇は現在では國民の間に広く親しまれており、現行規定の基本精神を改める必要はない、これに対し、天皇が對外的に國家を代表するものであることを明確にすべきであるとか、天皇を日本國の象徴としている表現は意味も不明であり、適切な表現ではないから、天皇が元首としての地位にあることを明らかにすべきであるという考え方もあった。

改 正 案

〔第一條〕「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本國民の意に基づく。」

●(1) 現行どおりとする。
〔第二條〕「天皇は、世襲のものであつて、國会の選決した皇室典範の定めるところどおり、これを繼承する。」

●(1) 現行どおりとする。

〔第三條〕「天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ。」

●(1) 第三条を
天皇のこの憲法に定めるすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。とし、「國事に関する」を削除する。

〔第四條〕「天皇は、この憲法に定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する権能を有しない。」

② 天皇は、法律の定めるところどおり、その國事に関する行為を委任することができる。」

●(1) 第四条を
天皇は、この憲法の定める行為のみを行つ。

天皇は、法律の定めるところにより、その行為を委任することができる。

第二項中の「國事に関する」はいずれも削除する。

●(2) 第四条は積極的に改正する必要はないという考え方もあるった。

とし、

第一項中の「國事に関する」と「國政に関する權記を有しない」及び

は、摂政は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。』

●(1) 第五条を
皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でこの憲法の定める天皇の行為を行う。

●(2) 現行どおりとする。

〔第五条〕「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。』

●(1) 第五条を
「その國事に関する」と「この場合には、前条第一項の規定を準用する。」を削除する。

〔第六条〕「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。』

●(1) 現行どおりとする。

〔第七条〕「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために左の國事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免、並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。

七 荣典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 鎮式を行ふこと。』

●(1) 第七条冒頭の条項を
天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の行為を行う。

とし、
「國事に関する」を削除する。

●(2) 同条第五号を
國務大臣及び法律の定めるその他の官吏を任免すること。

とし、
「認証すること」の部分を削除する。

●(3) 同条第六号を
大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を行なう。

とし、
「認証すること」の部分を削除する。

●(4) 同条第八号を
条約を批准すること。

とし、
同号の全文を削除する。

●(5) 同条第九号を

全権委任状及び大使及び公使の信任状を発し、並びに外国の大使及び公使を接受すること。

とする。

〔第八条〕「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。」

●(1) 現行どおりとする。

〔第九条〕「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

●(2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを持続しない。國の交戦権は、これを認めない。」

●(1) 戰争放棄
憲法第九条について学者等より意見聴取を行ないながら、録意調査審議を重ね、これを踏まえて森私案が提出された。これについて「(1)憲法に自衛力を明記すべき規定を設ける。(2)憲法に防衛出動的な規定を設ける。」等の意見が出された。この意見による改正試案は、次の通りである。

●(2) 戰争放棄
憲法第九条第二項を削り、同条の次に次の章を加える。

第九条の二 わが国の平和と独立を守り、国家安全を保つため、自衛隊をおく。
内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

第九条の三 内閣総理大臣は、国会の承認を得て、防衛状態を宣言する。

△別案△
第九条の三 内閣総理大臣は国会の承認を得て、自衛隊の出動を命ずることができる。

これに対し、憲法第九条について(1)現憲法がわが国民の平和と繁栄に果たしてきた役割は大きく、すでに国民の意識の中に定着している。(2)東南アジアをはじめとする諸外国が、わが国は再び軍事大国の道へ踏み出すのではないか、と警戒を強めてくることが予想される——等の理由から、憲法第九条の基本的精神である平和主義を踏まえて、改正する必要はないという主張がなされた。

これらの意見を総合すると、この時期におけるには、なお、総合的判断にまたなければならない。

〔第十条〕「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」

〔第十一条〕「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」

〔第十二条〕「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」

第二章 国民の権利及び義務

自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」

〔第十四条〕「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的には社会的關係において、差別されない。」

〔第十五条〕「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」

〔第十六条〕「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」

〔第十七条〕「公務員の選舉については、成年者による普通選挙を保障する。」

〔第十八条〕「公務員の選挙権は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に關し公的にも私的にも責任を問はれない。」

〔第十九条〕「公務員の選挙権は、これを侵してはならない。」

〔第二十条〕「公務員の選挙権は、同人に對してもこれを保護する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」

〔第二十一条〕「公務員の選挙権は、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に參加することを強制されない。」

〔第二十二条〕「公務員の選挙権は、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に參加することを強制されない。」

〔第二十三条〕「公務員の選挙権は、これを保護する。」

〔第二十四条〕「公務員の選挙権は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

〔第二十五条〕「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

〔第二十六条〕「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

〔②〕すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

〔第二十七条〕「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

〔②〕賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」

〔③〕児童は、これを酷使してはならない。」

〔第二十八条〕「勤労者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保護する。」

〔第二十九条〕「財産権は、これを侵してはならない。」

〔③〕財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」

〔③〕私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」

〔第三十条〕「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

〔第三十一条〕「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他刑罰を科せられない。」

〔第三十二条〕「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」

〔第三十三条〕「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」

〔第三十四条〕「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、拘留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」

〔第三十五条〕「何人も、その住居、書類及び所持品について侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」

〔第三十六条〕「公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを行ふ。」

〔第三十七条〕「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」

〔第三十八条〕「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」

〔②〕強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不當に長く拘留を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。」

〔第三十九条〕「何人も、実行の時に違法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」

〔第四十条〕「何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。」

●(1) 基本認識

現行憲法は戦後の混乱期に亟めて短時間の間に作成されたものであり、したがって、用語、修辞等の面で改善すべき点を多く含んでおり、よりわかりやすく整理された文章が求められることでは全員の意見が一致した。

しかしながら、国民の基本権及び義務についての現行憲法の規定は、比較的すぐれたものであり日本国民の教訓により、時代の要請に応える形で巧みに運用されており、從来から指摘されている問題点のかなりものは、運用上の配慮や立法の過程で解決されており、また解決されるであろうとの点でも一致した。以上の基本認識に立った上で、総論的問題点と各論的問題点を抽出して議論を重ね、よりすぐれた憲法上の規定方法を探求していく。

●(2) 論議的問題点についての審議結果

① 基本人権は天賦のものであり、その尊重のために最大限の配慮を要する。この点で現行憲法の基本的人権に関する諸規定には、その根幹において改正すべき点は見出せなかつた。

他面、現代の権利、自由のみでなく、国民全体の福祉をも重視する福祉国家の時代であるから、憲法は単なる権利宣言であつてはならず、国民の権利と責任の間のバランスもまた重要である。かかる観点よりみると、現行憲法がバランスの上で、若干、権利、自由に片寄りすぎているという指摘もなされた。

② 憲法の規定はできるだけ簡潔であるべきであり、規定の厳密さより、その彈力的運用が大切である。よって「現行憲法の規定方法は厳密さを欠くので、改正によって、解説問題の生じにくいように、厳密かつ詳細な内容のものとせよ」とする主張は受け入れることができない。

③ 基本人権の制約については、種々の学説や意見があり、その点から改正の要、不要が論じられるケースが多い。各基本権には、その本質上内在的限界が存在し、さらに「公共の福祉」による一般的制約がある。改定によって、解説問題の生じにくいように、厳密かつ詳細な内容のものとせよ」とする主張は受け入れることは適当でない。

④ 「公共の福祉」という用語の適、不適もしばしば議論となるが、他に適切な用語もなくその意味内容は立法や判例を通じて国民の間に定着しつつあることから、「公共の福祉」を引き続き使用すべきと判断した。

⑤ 「「公共の福祉」の内容を憲法上具体的に書くべきだ」という考え方については、「公共の福祉」の内容が時代とともに変化する性質のものであり、また、本報告書三の(2)の観点からも、これを否定すべきと考える。

⑥ 一般的制約のみでなく、併基本法にみられるが如く、各権利の制約要因を個別的、具体的に書くべきか否かについても論議した結果、憲法の本質上、個別的制約を細かく書き込むことは無理があるとの結論に達した。ただし、土地等の財産権については、「公共の福祉」の範囲内で具体的な制約を加えるべしとの有力意見があった。

⑦ 本来、憲法には、國家権力の乱用を防ぐという色

彩があり、義務規定より権利規定に重心が存在する

のは当然のことである。しかしながら、現憲法には納税、勤労、教育の三義務しか規定されておらず、最小限にとどめるべきことはいえ、さらにいくつかの義務規定を書き込み、義務軽視の風潮を防ぐ必要があるとの意見が多数の委員から述べられた。

⑧ 自由、権利として新設すべきものは、何も主張されなかつた。

⑨ 現憲法における司法上の人格保護に関する規定は詳細にすぎ、また不明瞭な点も多いので、憲法上の保護は大綱にとどめるべきで、その他は刑事訴訟法等に譲るべきとする意見もあつたが、これに対してもは、有力な反対意見も表明され、意見の一貫には至らなかつた。

●(3) 各論的問題についての審議結果

① 国の宗教活動を禁じた第二十条については、その趣旨の妥当性、重要性の点で、全員の意見が一致した。

② なお、靖国神社の国家護持については、これが違憲の疑いなく実現できるように、その方途を深るべきであるという意見が半数を占めた。

③ 教育のあり方や使命、教育の基本方針及び基本原則について、現行憲法が全く触れていないのは規定の不備であろう。

④ 「学問の自由」の中には、「教員の授業活動の自由」は含まれていないとの解説論では全員の意見が一致した。

⑤ 財産権の内容は、公共的観点より多くの制限が加えられるべきであるという意見が大勢を占めた。しかし、「公共の福祉」による一般的制約があるのだから「財産権は義務を伴う」というような規定方法をとる必然性はない。むしろ、環境保全、天然資源の開発等の社会的観点から土地所有権にのみ特別の制限が加えられることを明示すべきではないかといふ有力な意見があつた。

⑥ 労働者の団結権に対し、経営者の經營権を憲法に書き込むべきだと、従来一部の論者によつて主張されてきた意見に対しても、これを否定する見解が圧倒的であった。

⑦ 男女平等については、第十四条の一般規定と、婚姻についての第二十四条にみられるだけで不充分であり、あらゆる状況下における男女平等を、新たに項目をおこして規定すべきだという意見が、婦人の委員から提起された。

⑧ 第二十四条の規定は、家庭の保護、育成をうつておらず、改正を要すると考える。

⑨ 社会権をうつた第一十五条は、プログラム單独であると判断した。最高裁の判例も同様の判断であり、この条文を改正して、具体的に書き改めるのはかえって不都合を生じ、望ましくない。

⑩ 環境権を新たに規定すべきだとする意見は特になかつた。

⑪ 「職業選択の自由」及び「経済活動の自由」については、それらの権利に必然的に伴う公共性の故に、多くの制限が加えられるべきであるが、それらを具体的に規定するのは適当でなく、「公共の福祉」による一般的制約の解説で対処すべきである。

⑫ 「集会、結社の自由」についても⑪と同様に考える。

⑬ 「知る権利」を特に新設すべき理由は見当らなかつた。「公務員の守秘義務」については一考を要する。

るとの意見があつたが、それは法律で対処すべき問題との反対意見も半数を占めた。

(12) 「プライバシーの権利」は憲法に書き込むべきものではないとの考え方は各委員共通のものであった。

(13) 「検閲の禁止」を定めた第二十一条二項の規定は、学説上、解釈問題が生じている。具体的な書き方に

は慎重な検討を要するが、税関検閲や教科書検定が違憲とならぬような表現が望ましい。

(14) 死刑は廃止すべきでない。死刑は第三十六条の残虐な刑罰には該当せず、よって改正すべき点はない。

(15) 「検閲の禁止」を定めた第二十一条二項の規定は、学説上、解釈問題が生じている。具体的な書き方に

は慎重な検討を要するが、税関検閲や教科書検定が違憲とならぬような表現が望ましい。

第四章 国会

〔第四十一条〕「国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」

●(1) 国会の最高機関性

現行どおりとする。

(理由)

選挙を通じて直接国民に結びついている国会が国政の中核的地位にあるべきことを政治的に強調することによって国会による行政権のコントロールを強化し、國民主權原理を実現する趣旨であり、「最高機關」の言葉は議会主義の理念を簡潔・適切に表現しており、すでに定着している。

なお、次のような意見もあつた。

「国会は國權の最高機關」という規定を削るか、適切な表現に改める。

(理由)

① 国会を最高機関とするのは自由主義諸国ではわが國がそうであり、また、ソ連等の権力集中國家だけである。かうして立法、司法、行政の三権分立論を踏まえるなら、三権は同等であるべきである。また國權の最高機関といふことは、衆参両議院が國家元首ということもなりかねない。

② 行政権優位という現実は否定できない。

●(2) 国の唯一の立法機関

「唯一の」という表現が適切であるかどうか問題がある。

(理由)

「唯一」の立法機関とは、国会中心立法と国会單独立法を意味するが、国会中心立法の原則には重要な例外がある。すなわち、議院規則（五十八条②）、最高裁判所規則（七十七条①）、条例（九十四条）について、国会以外の他の機関（各議院、最高裁、地方公共団体）による実質的意味の法律を定める機能を、憲法自らが認めていることから、「唯一の」という表現は適切でないという問題はある。

〔第四十二条〕「国会は、衆議院及び参議院の兩議院でこれを構成する。」

●(1) 国会の構成

① 現行どおり二院制とする。

(理由)

現在の参議院制度においては、学識経験者代表の府として議案審議の慎重、衆議院通過法案

の改善・再考が期待でき、また、憲法改正の発議および緊急集会の点で、なお存在意義を有する。

また、憲法改正の発議および緊急集会制に加え、さらに参議院の特色を活かす規定をおくなれば現在の一院制である。

② 一院制とする。

(理由)

原理的にも経済的にも一院制が合理的である。また、参議院の在在理由が稀薄化している現状がある。すなわち、当初の目的に反し、参議院の政党化がすすみ、衆議院との差異が激減（衆議院のカーボンロッパー化）している。したがって一院制にしてはどうか。

その場合、議院の解散の必要が生じた場合や緊急事態が生じた場合、それに対処する機構の問題がある。

●(2) 参議院制度および衆・参両院の機能

① 二院制を採用した場合、参議院の存在意義を高めるために、衆議院に対し、参議院を一部優位とするか、参議院の機能を強化することが必要である。

② 国会運営の効率化のため、衆・参合同本会議制を採用すべきである。

(例・内閣の施政方針演説等について)

③ 参議院の構成に特色を与えるために、参議院の一部に直接選挙以外の民主的な手続きによって選材をその構成に加える制度として、推薦制あるいは比例代表制を導入する。

●(1) 「全國民を代表する」という文言は不要である。

(理由)

参議院議員が、一部の国民や選挙民の利害を主にするものではなく、国民全体の利益のために、良心に従つて行動することは当然の事理である。

●(2) 「全國民」は「国民」と読みれば足りる。

(理由)

「全国民を代表する」という文言は不要である。

●(3) 「選挙された」を「直接または間接に選挙された」と改める。

(理由)

西議院選挙制度の比例代表制を導入することについて、疑義を生ぜしめることになる。な

お、参議院に推薦制を導入する場合は、「選挙された」の文字についてさらに検討を要する。お、参議院に推薦制を導入する場合は、「選挙された」の文字についてさらに検討を要する。

〔第四十四条〕「西議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し人種、信条、性别、社会階級、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」

●(1) 実態に合わないから、「門地」の語を削除すべきである。

なお、差別理由の列举をやめて、「西議院の議員および選挙人となる権利はすべて国民にひとしく与えられ、その資格については法律でこれを定める。」と規定すべきである、という意見があった。

●(2) 現行どおりとする。

ただ、議員の政治活動が選挙によって大幅に制約されている現状にかんがみ、最低一年間の任期を保障する。この場合の例外規定についても検討する。

表の府として議案審議の慎重、衆議院通過法案

〔第四十六条〕「参議院議員の任期は、六年とし、三選以上に議員の半数を改選する。」

- (1)現行どおりとする。

〔第四十七条〕「選挙区、投票の方法」その他の参議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」

- (1)現行どおりとする。

〔第四十八条〕「何人も、同時に両議院の議員たることはできない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第四十九条〕「何人も、同時に両議院の議員たることはできない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十条〕「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、両院の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十一条〕「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十二条〕「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十三条〕「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いかれかの議院の三分の一以上の要請があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十四条〕「議院に臨時会の召集権を有する、一定数の議員の賛成で召集できることとしてはどうか、という意見があつた。」

- (2)国会の召集

現状は、毎年二回国会が召集されている。

- (理由)

〔第五十五条〕「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いかれかの議院の三分の一以上の要請があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」

- (理由)

〔第五十六条〕「内閣は、各々その会議の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」

- (理由)

〔第五十七条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第五十八条〕「内閣は、各々その議長その他の委員会を設置すべきである」とする意見があつた。

- (理由)

〔第五十九条〕「内閣は、内閣の臨時会の召集を認め、内閣のほか、議院にも自律的な国会召集権を認め、内閣の召集権を有する、一定数の議員の賛成があれば国会を召集しなければならない。」とすべきである。

- (理由)

〔第六十条〕「内閣は、内閣の必要があるときは、参議院の召集を求めることができる。」

- (理由)

〔第六十一条〕「内閣は、内閣の必要があるときは、参議院の召集を求めることができる。」

- (理由)

〔第六十二条〕「内閣は、内閣の必要があるときは、参議院の召集を求めることができる。」

- (理由)

〔第六十三条〕「内閣は、内閣の必要があるときは、参議院の召集を求めることができる。」

- (理由)

〔第六十四条〕「内閣は、内閣の必要があるときは、参議院の召集を求めることができる。」

- (理由)

〔第六十五条〕「内閣は、内閣の必要があるときは、参議院の召集を求めることができる。」

- (理由)

がない場合には、その効力を失ふ。」

- (1)衆議院の解散

内閣の衆議院解散権を明示するとともに、一定数以上の議員の賛成で衆議院を解散することとする衆議院の自律解散権の規定をおく。

- (理由)

①解散権の主体 ②解散権の法的根拠 ③解散権行使の要件の各規定が不明確であるため学説が錯綜している。すなわち、七条説、九条説、六十五条説、制度説、自律解散説等があつて立法的に解決する必要があるからである。

- (2)参議院の緊急集会

内閣による国家緊急事態の規定をいの制定とは別途に置くべきである。

- (理由)

平時のみを規定して制定された現行憲法の中で、「緊急」の文字があるのはこの五十四条のみである。これに加え、議員の召集もできない国家緊急事態、たとえば大災害が発生して事实上召集が不能の場合や、全議員が死亡した場合に對処する必要がある。

- (理由)

なお、参議院の緊急集会のみで国家の緊急事態に果して対応可能な否かという意見が出された。

- (理由)

〔第五十五条〕「内閣は、各々その議員の三分の二以上の出席を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。」

- (理由)

〔第五十六条〕「内閣は、各々その会議の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」

- (理由)

〔第五十七条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第五十八条〕「内閣は、各々その議長その他の委員会を設置すべきである」とする意見があつた。

- (理由)

〔第五十九条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十一条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十二条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十三条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十四条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十五条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十六条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

〔第六十七条〕「内閣は、公開とする。但し、出席議員の三分の一以上の多数で議決したときは、秘密法ないし議院規則の改正問題とするべきである」という意見があつた。

- (理由)

るとの意見があつたが、それは法律で対処すべき問題との反対意見も半数を占めた。

(14) 「アライバシーの権利」は憲法に書き込むべきものではないとの考え方は各委員共通のものであった。

(15) 「検聞の禁止」を定めた第二十一条二項の規定は、学説上、解釈問題が生じている。具体的な書き方に慎重な検討をするが、新聞検閲や教科書検定が違憲とならぬような表現が望ましい。

(16) 死刑は廃止すべきでない。死刑は第三十六条の殘虐な刑罰には該当せず、よって改正すべき点はない。

(17) 「国会は、國權の最高機關である。」の立法機関である。

(18) 「国会の最高機關性

現行どおりとする。

(理由)

選挙を通じて直接国民に結びついている国会が国政の中核的地位にあるべきことを政治的に強調することによって国会による行政権のコントロールを強化し、国民主権原理を実現する趣旨であり、「最高機關」の言葉は議会主義の理念を簡潔・適切に表現しており、すでに定着している。

なお、次のような意見もあった。

「国会は國權の最高機關」という規定を削るか、適切な表現に改める。

(理由)

① 国会を最高機關とするのは自由主義諸国ではわが国がそうであり、また、ソ連等の権力集中国家だけである。かりに立法、司法、行政の三権分立論を踏まえるなら、三権は同等であるべきである。また國權の最高機關といふことは、衆参両院議長が国家元首ということもなりかねない。

② 行政権優位という現実は否定できない。

(2) 国の唯一の立法機関

「唯一の」という表現が適切であるかどうか問題がある。

(理由)

「唯一」の立法機関とは、国会中心立法と国会單独立法を意味するが、国会中心立法の原則には重要な例外がある。すなわち、議院規則（五十八条②）、最高裁判所規則（七十七条①）、条例（九十四条）について、国会以外の他の機関（各議院、最高裁、地方公共団体）による実質的意味の法律を定める機能を、憲法自らが認めていることから、「唯一の」という表現は適切でないという問題はある。

〔第四十二条〕「国会は、衆議院及び参議院でこれを構成する。」

(1) 国会の構成

① 現行どおり二院制とする。

(理由)

現在の参議院制度においては、学識経験者代表の府として議案審議の慎重、衆議院通過法案

の改善・再考が期待でき、また、憲法改正の発議および緊急集会の点で、なお存在意義を有する。

また、憲法改正の発議および緊急集会制に加え、さらに参議院の特色を活かす規定をおくなれば現在の一院制である。

(2) 一院制とする。

(理由)

原則的にも経済的にも一院制が合理的である。また、参議院の存在意義を高めるために、参議院に対し、参議院を一部議員とするために、衆議院による行政方針演説等について(例)、参議院の機能を強化することが必要であろう。

(2) 国会運営の効率化のため、衆・参合同本会議制を採用すべきである。

(例) 内閣の施政方針演説等について(例)、参議院の構成に特色を与えるために、参議院の一部に直接選挙以外の民主的な手続きによって適材をその構成に加える制度として、推薦制あるいは比例代表制を導入する。

(2) 参議院制度および衆・参両院の機能

① 二院制を採用した場合、参議院の存在意義を高めるために、衆議院に対し、参議院を一部議員とするために、衆議院による行政方針演説等について(例)、参議院の機能を強化することが必要であろう。

② 国会運営の効率化のため、衆・参合同本会議制を採用すべきである。

(例) 内閣の施政方針演説等について(例)、参議院の構成に特色を与えるために、参議院の一部に直接選挙以外の民主的な手続きによって適材をその構成に加える制度として、推荐制あるいは比例代表制を導入する。

(2) 参議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

(理由)

〔第四十三条〕「参議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」

(1) 「全國民を代表する」という文言は不要である。

(理由)

参議院議員が、一般の国民や選挙民の代表ではなく、仕するものではなく、国民全体の利益のために良心に従つて行動することは当然の事理である。

(2) 「全国民」は「国民」と讀むべきである。

(3) 「選挙された」を「直接または間接に選挙された」と改める。

(理由)

〔第四十三条〕「参議院選挙制度の比例代表制を導入することについて、競争を生ぜしめることになる。な

お、参議院に推薦制を導入する場合は、「候補された」の文字についてさらに検討を要する。

〔第四十四条〕「参議院の議員及びその選挙人の資格は、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

(2) 実態に合わないから、「門地」の語を削除する。

なお、差別理由の列举をやめて、「参議院の選挙および選挙人となる権利はすべて国民にひとしく与えられ、その資格については法律でこれを定める。」と規定すべきである、という意見があった。

〔第四十五条〕「参議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。」

(1) 現行どおりとする。

ただ、議員の政治活動が選挙によって大幅に制約されている現状にかんがみ、最低一年間の任期を味噌する。この場合の例外規定についてもあらため検討すべき。

〔第四十六条〕「参議院議員の任期は、六年とし、三選いとに議員の半数を改選する。」

- (1)現行どおりとする。

〔第四十七条〕「選挙区、投票の方法その他の参議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」

- (1)現行どおりとする。

〔第四十八条〕「何人も、同時に両議院の議員たることはできない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第四十九条〕「何人も、同時に両議院の議員たることはできない。」

- (理由)

「院制をとった場合、各院は別個独立のものであり、各院が別個の議員で構成されなければならぬことは当然のことであつて、知事、市長等の公職との兼職禁止とともに国会法等関係法令に定めれば足りる。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十条〕「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、兩院の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議員の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十一条〕「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表决について、院外で責任を問はれない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十二条〕「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表决について、院外で責任を問はれない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十三条〕「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。」

〔第五十四条〕「内閣は、いつかの議院の総議員の四分の一以上の要請があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」

- (理由)

「現状は、毎年二回国会が召集されている。」

〔第五十五条〕「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。」

〔第五十六条〕「内閣は、いつかの議院の総議員の四分の一以上の要請があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」

- (理由)

「内閣のほか、議院にも自律的な国会召集権を認め、

「いつかの議院の二分の一以上の賛成があれば国会を召集しなければならない。」とすべきである。

- (理由)

「内閣のほか、議院にも自律的な国会召集権を認め、

「いつかの議院の二分の一以上の賛成があれば国会を召集しなければならない。」

- (理由)

〔第五十七条〕「内閣は、解散されたときは、解散の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。」

〔第五十八条〕「内閣は、解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。」

- (理由)

「内閣が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。」

- (理由)

〔第五十九条〕「前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意

がない場合には、その効力を失ふ。」

- (1)衆議院の解散

内閣の衆議院解散権を明示するとともに、一定数以上の議員の賛成で衆議院を解散できることとする衆議院の自律解散権の規定をおく。

- (2)参議院の緊急集会

内閣による国家緊急事態の規定をいの制定には司法に置くべきである。

- (3)参議院の緊急集会

解散権行使の要件、の各規定が不明確であるため学説が諸説している。すなわち、七条説、九条説、六十五説、制度説、自律解散説等があつて立法的に解決する必要があるからである。

- (4)参議院の緊急集会

平時のみを規定して制定された現行憲法の中で、「緊急」の文字があるのはこの五十四条のみである。これに加え、議員の召集もできない国家緊急事態、たとえば大災害が発生して事实上召集が不能の場合や、全議員が死亡した場合に對処する必要がある。

なお、参議院の緊急集会のみで国家の緊急事態に果して対応可能か否かという意見が出された。

〔第五十五条〕「参議院は、各々その総議員の三分の一以上を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十六条〕「参議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」

- (2)委員会制度の改正

① 予算・決算について、衆・参両議院で審議事項を分担した場合、参議院においては予算委員会を廃止、衆議院においては決算委員会を廃止する。また、参議院の審議に特色をもたせるために、中・長期的な観点から審議事項を調査・審議するための調査会を設置すべきである、とする意見があつた。

② 委員会制度の改正については、憲法上現行のままとし、国会ないし議院の自律に委ね、議会法ないし議院規則の改正問題とするべきであるという意見があつた。

〔第五十七条〕「参議院の会議は、公開とする。但し、召集の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密法を適用し、且つ一般に頒布しなければならない。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十八条〕「参議院は、各々その議長その他の役員を選任する。」

- (1)現行どおりとする。

〔第五十九条〕「参議院は、各々その議長その他の役員を選任する。」

- (2)参議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。」

- (3)現行どおりとする。

「第五十九条」法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

(2) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

(3) 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、

法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときには、法律となる。

(4) 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、

衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。」

●(1)現行どおりとする。

「第六十条」予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

(2) 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いて意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決しても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

●現行どおりとする。

「第六十一条」条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。』

●(1)現行どおりとする。

「第六十二条」両議院は、各々國政に関する調査を行ひ、これに關して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。』

●(1)証人による証明を保証する規定および裁判類似の証人換問は慎むべきであるとの意の適切な抑制規定を挿入するべきである。

(理由)

この権能は、国民を代表する国会の地位を重視し、両院の活動が十分に行なわれるための規定である。しかし、「証人換問」について選用の事例があった。それに対しても、証人換問は議院の他の権能を実効的に行使するための補助的権能であり、司法権の代替ではないとする批判があるからである。

なお、刑事案件の公判において、議院における証言に証拠能力を認めている点にも問題があるから議院証言法についても検討を要する、という意見があつた。

●(1)現行どおりとする。

「第六十四条」内閣は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。』

(2) 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。』

●(1)現行どおりとする。

第五章 内閣

第六章 同 法

(2) 内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ。

(3) 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。』

「第六十七条」内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だって、これを行ふ。

(2) 衆議院と参議院とが異なるた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。』

「第六十八条」内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

(2) 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができない。

「第六十九条」内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。』

「第七十条」内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、總辭職をしなければならない。』

「第七十一条」前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。』

「第七十二条」内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。』

「第七十三条」内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。

二 外交關係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、特宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定すること。

八 予算を作成して国会に提出すること。

九 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

十 予算を作成して国会に提出すること。

十一 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

十二 予算を作成して国会に提出すること。

十三 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

「第七十四条」法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。』

「第七十五条」國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。』

●(1)第五章内閣について検討したが、他の立法及び司法機關に關連して問題もあるが、全体的にみて議院内閣制度を骨子とする本章は基本的に改正する必要はない。

(2) 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができる。

「第七十六条」すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。』

「第六十五条」行政権は、内閣に属する。』

「第六十六条」内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。』

〔第七十七条〕「最高裁判所は、訴訟に關する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に關する事項について、規則を定める権限を有する。」

② 檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならぬ。」

③ 最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める権限を下級裁判所に委任することがさしきい。」

〔第七十八条〕「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機關がこれを行ふことはできない。」

〔第七十九条〕「最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。」

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。」

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される。」

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。」

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。」

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」

〔第八十条〕「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。」

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」

〔第八十一条〕「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」

〔第八十二条〕「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」

〔第八十三条〕「最高裁判所の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する終審裁判所である。」

〔第八十四条〕「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」

〔第八十五条〕「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」

〔第八十六条〕「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」

〔第八十七条〕「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」

●(1) 現行どおりとする。

●(2) 緊急財政処分制度

天災その他非常事態に対処するため、事後の国会承諾を条件とする緊急財政処分制度を設ける必要がある。

●(1) 現行どおりとする。

●(2) 予算不成立の場合の措置

憲法上明記すべきである。そのような場合に對処する方法としては、以下のようないふたつの方法が議論された。

① 新予算が成立しない場合には前年度の予算を執行する（明治憲法）。

② 内閣の責任支出を一般的に確認する。

(A) 法律によって設置された施設を継続しおよび法律によって定めている行為を実行する。

(B) 法規上國の負担に屬する義務を履行する。

(C) 前年度予算によってすでに経費の承認を得た建設、調達およびその他の事業を継続し、またはこれららの目的のために補助を継続するために必要な一切の支出をする。

●(3) 緊急費

憲法上明記すべきである。

●(4) 予算案に対する国会の増額修正および減額修正と予算を伴う議員立法の制限

立法権と予算編成権との関係を踏まえつつ検討する

① 国会の内閣上程予算案の増額修正および予算を伴う議員立法については内閣の同意を必要とする。

② 国会の内閣上程予算案の増額修正および議員立法を完全に禁止する。

等の具体的措置を検討する必要がある。

なお、緊急財政処分制度、予算不成立の場合の措置、燃焼費、予算案に対する国会の増額修正および減額修正と予算を伴う議員立法の制限等については専門的技術的に検討する必要がある。

〔第八十七条〕「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出すことができる。」

すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」

●(1) 現行どおりとする。

●(1) 基本認識

わが国の司法制度に根本的な欠陥があるという意見ではなく、現行憲法も比較的良好に機能しているとの基本認識の下で個別の議論を行った。

●(2) 問題点の審議結果

① 特別裁判所を認めるため、第七十六条を改正すべきかの問題については、現行制度で充分とする意見が多數を占めたが、改正すべしとの少數意見もあり一致をみなかつた。

② 司法権の独立原則からみて、政府が最高裁判所裁判官を任命する現在の制度は不適当であるとの主張について検討した結果、実際上の運用状況からみてあえて改正の必要はないとの結論に達した。

③ 第七十九条の国民審査制については、全く無意味無機能であり、廢止すべきとする意見と、無言のうちに任命の適正を確保する意義があり存続すべきとする意見が相半ばし、結論には至らなかつた。

④ 違憲審査の解釈問題では、最高裁は法律そのものを違憲審査することはできず、具体的な事件の中ににおいてのみ違憲審査できるという見解をとることで全員の意見が一致した。しかし違憲審査制度そのものは廃止すべきではないという点でも一致した。

〔第八十八条〕「すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、予算に計上して國金の議決を経なければならぬ。」

●(1)「すべて皇室財産は、國に屬する」は、実質的に憲法制定の際の経過規定にすぎず、皇室財産が現に国有化された現代では單なる歴史的意味をもつだけであるから、これを削除すべきであるという強い意見があった。

〔第八十九条〕「公金その他他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善・教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

☆関連規定は二十条「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」である。

●(1)公の支配に属しない慈善・教育・博愛事業に対する公的補助の禁止については、

我が國の歴史、風土、慣習等の実情に適しないので廃止すべきである。

●(2)宗教に対する公的補助の禁止、公的機關の宗教活動の禁止については、

宗教に対する公的補助の禁止、公的機関の宗教活動を阻害する規定として存置すべきであるとする意見もあった。

〔第九十条〕「國の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國会に提出しなければならない。」

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。」

●(1)現行どおりとする。

〔第九十一条〕「内閣は、國会及び國民に対し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政状況について報告しなければならない。」

●(1)現行どおりとする。

第八章 地方自治

〔第九十二条〕「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」

●(1)現在においては本条の地方自治の本旨という規定が定着し、現行憲法の運用上も適切であると考えられるので、現行の規定を改める必要はない。なお、地方公共団体の範囲を明記すべきかどうかについては、現行の規定で支障はなく、また時勢にともない変化するこ

とも考えられるので、むしろ現行の包括的な地方公共団体という字句の方が適切である。また、その議事機関として議会を設置する。

〔第九十三条〕「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」

●(1)地方公共団体の長の多選については、当該地方公共団体が条例をもってこれを制限することができるものとすることが適切である。

なお、地方公共団体の長の多選の禁止については、國家制度の一翼として憲法に明記すべきであるという意見もあった。

●(2)極小の地方公共団体については、本条の例外を認めることが適切である。なお、例外措置（要件・具体的内容）については、条例に委ねる等の意見が検討され

〔第九十四条〕「地方公共団体は、その財産を管理し、事業を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」

●(3)法律の定めるその他の吏員の規定は、これを削除するか、あるいは法律の定める公務員とすることが適当である。

〔第九十五条〕「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國会は、これを制定することができない。」

●(1)削除することが適切であるという意見が大勢を占めた。しかし、民主的な地方公共団体の自主性を尊重する制度であるので存置することが適切であるという強い意見もあった。

第九章 改正

第九十六条

〔第九十六条〕「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、國会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國会の定める選挙の実行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」

●(1)第九章改正について検討したが、問題もあるがこの憲法改正する必要はないという意見である。

第十章 最高法規

〔第九十七条〕「この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、

これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の國民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

〔第九十八条〕「この憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

② 日本国が締結した条約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

〔第九十九条〕「天皇又は授政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

●(1)第十章最高法規について検討したが、問題もあるがこの憲法改正する必要はないという意見である。

第十一章 補則

自民党大会



中曾根総裁の音頭で「万歳三唱」の自民党大会

自民党は、二千百年前時すきから、東京・日比谷公園で第四十二回定期大会を開いた。あいさつに立った中曾根総裁(首相)は、五十八年を「政治決戦の年」として、春の統一地方選、夏の参院選など一連の選舉と並びて全党員の一致結束を呼びかけ、選舉の勝利体制を早急に確立するよう訴えた。

また、首相は、訪韓、訪米の成果を踏まえ、わが国の国際的役割が今後一層高まることを強調、党員の理解と協力を要望した。一方、決議では改憲問題を初めて盛り込んだ点が注目される。

中曾根 総裁 訪米 成果を自賛

初めで「改憲決議

読売 83.1/23

あいさつに立った中曾根総裁は、「今年は昨後の流れのなかでもっとも重要な年である」との認識を示した上で、「四月の統一地方選、それに続く参院選で国民の奮闘を受け、政策の是非を問う。わが党は、分かりやすい政策開拓に呼びかける政治の実現を訴え、これらの選舉には勝ち抜かなければならない」と、八三年政局決戦に臨む決意を表明した。

さらに、総裁は「十四日から再開される通常国会について「政策的な課題は、ます五十八年度予算案を成立させることだ」と、予

算の年度内成立に党を挙げて取り組む意欲を示した。また、行革、財政再建について、「行革を着実に前進させる。国鉄再建推進法案などを通商運輸法案を推進したい」と述べた。

中曾根総裁の発言は、行革、財政再建などを推進した上で、中曾根内閣の評価を図る形で解散総選舉に臨む意願を示したものと受け取られている。

さらに、総裁は、日米首脳会談について、「レーガン大統領との懸念なき懇談の結果、両国間における経済問題は、ます五十八年度予算案を成立させることだ」と、予

は、解消した。アジア太平洋時代の幕開けにあたり、両国の通常時代化していくべきと自賛した。

日本関係でも、「自由主義を率いる最も仲良しすべき運命にある國と理解してきた」と、閣僚正常化に踏み切った頭出しを説明した。

大曾根は、このあと広報委員会に設置されている「国際局」を幹事長の直轄機関へ移管すると同時に、立憲以来のと並ぶ党則改正、五十八年運動方針を示す。「われわれは、立憲以来の根本方針である自主憲法について、必ず国民の理解を深める努力する」と、初めて「改憲」を盛り込んだ大会決議を採択した。

最後に、夏の参院選の比例代表選出議員名簿総計者二十五人と選舉に立候補公認候補五十一人を紹介

ました。中曾根総裁(首相)は、あいさつで、「訪韓、訪米による『強い提携』をおこなった」と、その『成果』を誇示しました。日・米軍事同盟を強化し、中曾根総裁のものと、華人民衆の危険な本質が浮き彫りになりました。

大会では、誌頭「行革」の推進、軍備増強、憲法「改正」を柱として、一連の選舉戦での「庄語」を呼号した運動方針や大會書をあわせて採択。これで改憲を準備する中曾根内閣・自由民主党の危険な本質が浮き彫りになりました。

改憲問題について、同党は、

九八一年(昭和五十六年)の運動方針で憲法改憲の項目をもり込み、あると昨年の大会では宣言にももう込んで改憲運動を始めたときでした。しかし、アメリカで発言した「運命共同体」「日本の不沈船化」「四通八達化」ということは一言もされませんでした。

改憲問題について、同党は、改憲運動をねじきいて改憲の項目を決議にのり込んだことは、中曾根内閣のもとで憲法改憲の策動を本格的にすめ、国民党に真っ向から挑戦する姿勢を打ちしたものとして重視されま

◆大会宣言◆
いまわが国をめぐる内外情勢は世界各国の武力紛争、自由と人権の尊重、南北問題など、いずれも難題が山積している。このような時にあたり、現下の総合安全保障体制のもと、自由主義陣営諸国と手を携え、恒久的世界平和と繁栄のため力強く前進していくかねばならない。

また、国内的には緊急の行政改革を強力に推進し、国家財政の再建に全力を尽くし、健全で明るい国づくりにまい進する。

自主憲法の制定は、結局以來の希望である。現行憲法を見直し、その改正について絶えず研究検討を重ね、国民的合意を得るよう啓もう普及活動につとめる。

北方領土の返還は、全國民の悲願である。今後もたまます国际世論に訴え、返還実現の日まで粘り強く運動を展開する。

本年は統一地方選挙、参院の理解を深めよう努める。

◆大会決議◆
一、政権政党であるとの目標から、きたるべき統一地方選および参院選に必勝を期し、中曾根総裁のもと、華人民衆の安全と国民生活の安定に全力を傾注する。

二、行財政改革を断行し、財政改革を強力に推進し、國家財政の再建に全力を尽くし、健全で明るい国づくりにまい進する。

自主憲法の制定は、結局以来の希望である。現行憲法を見直し、その改正について絶えず研究検討を重ね、国民的合意を得るよう啓もう普及活動につとめる。

北方領土の返還は、全國民の悲願である。今後もたまます国际世論に訴え、返還実現の日まで粘り強く運動を展開する。

本年は統一地方選挙、参院の理解を深めよう努める。

毎日 83.1/23

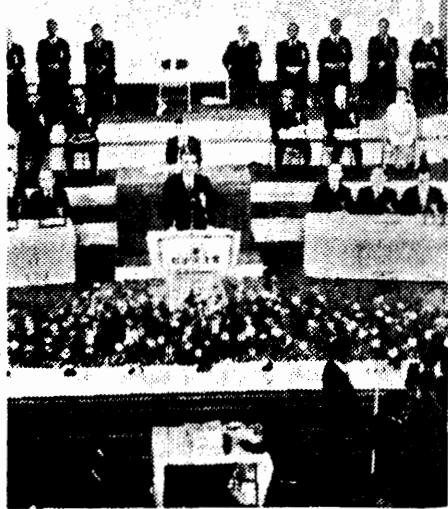
自民党大会の宣言と決議

自民大会 赤旗 83.1/23 改憲決議を採択 総裁、訪米成績を誇示

自民大会 赤旗 83.1/23
改憲決議を採択
総裁、訪米成績を誇示

「自主憲法推進初の決議」

第42回自由民主党大会



第42回自由民主党大会。壇上中央はあいさつする中曾根総裁 22日前10時40分、東京・日比谷公会堂で

自民党大会

国民の理解求める 政治決戦の年を強調

今年を「理解の年」と位置づけるとともに、あらゆる政治方針について、明確に打ち出した。「自主憲法」への取り組みは、昨年の運動方針、大蔵義義の発表が目撃的だったが、今年はさらに大会決議にも明記された。大会では中曾根首相が歓喜、訪米を讃美、豪言で決議を採択し、午後四時四十分で閉幕した。

大曾根、同僚所長等委員会議員、各都道府県からの議員、支那団体代表らが出席し、日本、議院は天野公義代表幹事長が立ち、參院選全額情報報告に立候、參院選全国比例代表制を導入した

議院では、対外経済懇談会

踏まえながら、約十分間あいさつした。

議事では、对外経済懇談会

政権担当の間には、不斬の自戒

を欠き、反省しなければならぬことであった」と反省点をあげたが、具体的には「力不足のか

らぬ運営」、「選挙民の自覚」などをあげ、抽象的努力を強調した。

このほか、運動方針では①科

目的の展開を図るために、幹事長直

の「国際局」を新設するよう

規則改正。また、田中六助政

育成(北方領土返還運動、の七

項目の目標を打ち出している。

運動方針では、政治論理問題

について二項目をさき、「長い

政権担当の間には、不斬の自戒

を欠き、反省しなければならぬことであった」と反省点をあげたが、具体的には「力不足のか

らぬ運営」、「選挙民の自

覚」などをあげ、抽象的努力を強調したなどもあった。

このほか、運動方針では②科

目的の展開を図るために、幹事長直

の「国際局」を新設するよう

規則改正。また、田中六助政

育成(北方領土返還運動、の七

項目の目標を打ち出している。

自主憲法制定を決議

官日
83/1/23

自民党大会 83決戦へ結束

自民党は二王日午前十時から、東京・日比谷公会堂で、第42回定期党大会を開き、党組織の拡大強化とともに、参院選挙や統一地方選挙を軸とする「83政治決戦」の乗り切りに向

け結果を図った。また、大会決議の中でも「自主憲法について国民の理解を深めることにつとめる」との表現で、自主憲法制定への姿勢を初めて盛り込んだ。

大会には衆参両院議員、全国都道府県連代表の地方代表約二百人をはじめ、友好団体代表ら計約三千人が出席した。

大蔵義義代表幹事長を選んだ後、二階堂幹事長が挨拶を行った。この中で、同幹事長は「自民党は貿易懇親会や統一地方選挙を軸とする問題をはじめ内外の諸課題に政策と一体となって取り組んでき

た。参院比例代表制の導入は歴史に残る鉢内閣の大きな功績

である」と大効率改正を了承。さ

らに①若手国会議員による草案と②大効率改正を了承。さ

らに①若手国会議員による草案と②大効率改正を了承。さ

らに①若手国会議員による草

案と②大効率改正を了承。さ

らに①若手国会議員による草

案と②大効率改正を了

解説 映画『日本の憲法』

昭和三九年、七年間にわたる自民党憲法調査会の最終答申発表で憲法改悪への動きが新たな段階に入りました。

当時は防衛庁の三矢研究が曝露され、原爆(シードラゴン号)の寄港問題がある等、日本の軍国主義化の危険が身近に感じられ、憲法の平和条項が実質的に空文化されていく恐れが強まつていました。

しかし、民主勢力の統一が十分ではなく、憲法改悪阻止の運動が立ちおくれていて、そういう民主勢力の弱さを克服していく一つの契機としていく意図のもとにこの映画作成の企画が進められた。この映画は京都改憲阻止映画普及実行委員会が母体となつて作ったもので、主に京都における改憲反対の民主勢力の運動の経験を基調として作られており、その脚本も京都大、同志社大、立命館大の憲法の各学者により検討作成されています。

撮映も、実際に京都、東京でくり抜げられた憲法改悪反対の具体的運動の中に撮映隊が直接入つていつて行われており、当時の職場、地域、学校等での反対の闘いが生き生きととらえられています。登場人物も、立命館大の末川博(当時)、細野武男(当後)同志社大の田畑忍(学長)、住谷悦治(当後)京都府知事(当時)堺川虎三、清水寺貫主大西良慶、総評議長(当時)太田薰氏等多彩な文化、知識人が出演しておりこの映画がかなり広範囲な人々の協力、参加でつくられたことを物語っています。

改憲策動関連年表

| | |
|----------|-------------------|
| 46・11・3 | 日本国憲法公布 |
| 50・6・25 | 朝鮮戦争始まる |
| 7・8 | マッカーサー、警察予備隊創設を指令 |
| 51・9・8 | 対日講和条約・日米安保条約調印 |
| 53・10・2 | 池田・ロバートソン会談 |
| 11・19 | ニクソン副大統領の改憲示唆演説 |
| 12・15 | 自由党憲法調査会長に岸信介氏決定 |
| 54・6・2 | 防衛庁設置法、自衛隊法可決 |
| 55・11・15 | 自民党結成。自主憲法を政綱に |
| 56・5・16 | 憲法調査会法成立 |
| 60・1・19 | 新安保条約調印 |
| 64・7・3 | 憲法調査会、最終報告書を提出 |
| 69・11・21 | 日米共同声明(韓国条項、沖縄返還) |
| 72・6・16 | 自民党憲法調査会、憲法改正草案発表 |
| 78・11・28 | 日米防衛協力「指針」、閣議決定 |
| 80・8・27 | 奥野法相、改憲発言(衆院法務委) |